

(顧問先様の料金表の改訂概要抜粋) ご利用の多い手続きにつきまして、改訂前後の比較をまとめました。顧問料は、既にご契約頂いている内容から変更はございません。

実際の手続きの際は、難易度・ご依頼件数を踏まえまして、その都度見積させていただきます。

(改訂前)

(2022年4月から改訂後)

2022年3月

たかやま特許商標事務所

弁理士 高山嘉成

特許出願・実用新案登録出願

◆特許出願(実用新案登録出願)基本料金

基本出願手数料	150,000円
請求の範囲作成料	5,000円 × 請求項数
明細書作成料	5,000円 × 明細書枚数
図面作成料	3,000円～10,000円 × 図面枚数
要約書作成料	基本出願手数料に込み
審査請求時期管理手数料	5,000円(実用新案の場合は不要) 当該手数料のお支払いがない場合は、審査請求時期の徒過による責任は免責事項と致します。
通信費(切手・FAX代等)	実費
コピー代・用紙代	基本出願手数料に込み
特許庁用印紙代(実費) (特許)	14,000円
(実用新案)	14,000円(出願料) + [2,100円 + (100円 × 請求項数)] × 3年(登録料)

※実用新案の印紙代については、出願料+登録料3年分が出願時に必要となります。

◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆特許出願基本料金」に加算されます。)

■依頼から1週間以内に出願する場合

緊急割増料	30,000円
-------	---------

■新規性喪失の例外適用申請の必要な場合

①刊行物記載の場合	20,000円 + コピー代, 送料等実費
②その他の場合	40,000円 + コピー代, 送料等実費

出願審査請求 (出願～出願後3カ年以内)(実用新案の場合は不要)

◆審査請求基本料金

審査請求書提出手数料	10,000円
特許庁用印紙代(実費)	138,000円 + 請求項数 × 4,000円

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

請求項数が確定しない場合は、別途ご相談下さい。

※審査請求前に先行技術調査が必要な場合は、別途御見積致します。

◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆審査請求基本料金」に加算されます。)

■審査請求時に補正する場合

補正書作成手数料	30,000円(基本料) + 追加請求項数 × 5,000円
----------	--------------------------------

※内容により増減致します。

■審査請求料の減免手続を行う場合(減免対象条件を満たす場合のみ手続可能です。)

審査請求料減免手続手数料	5,000円
--------------	--------

■早期審査請求を行う場合

基本手数料	10,000円
早期審査事情説明書作成代	10,000円 / 1時間 × 時間数(タイムチャージ)
郵便代・コピー代等実費分	3,000円

※早期審査前に先行技術調査が必要な場合は、別途御見積致します。

特許出願・実用新案登録出願

◆特許出願(実用新案登録出願)基本料金

基本出願手数料	¥195,000
請求の範囲作成料	¥6,000 × 請求項数
明細書作成料	¥6,000 × 明細書枚数
図面作成料	¥6,000 × 図面数
要約書作成料	基本出願手数料に込み
審査請求時期管理手数料	¥5,000(実用新案の場合は不要)
特許庁用印紙代(実費) (特許)	¥14,000
(実用新案)	¥14,000(出願料) + [¥2,100 + (¥100 × 請求項数)] × 3年(登録料)

※明細書1枚は、40字×50行の形式で、段落番号を含むものとします。

※実用新案の印紙代については、出願料+登録料3年分が出願時に必要となります。

◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆特許出願基本料金」に加算されます。)

■共同出願の場合

割り増し料金(1者増える毎に)	¥19,500
-----------------	---------

■依頼から1週間以内に出願する場合

緊急割増料	¥100,000
-------	----------

■新規性喪失の例外適用申請の必要な場合

証明書1件当たり	¥50,000 + コピー代, 送料等実費
----------	-----------------------

出願審査請求 (出願～出願後3カ年以内)(特許のみ必要。実用新案は不要。)

◆審査請求基本料金

審査請求書提出手数料	¥20,000
特許庁用印紙代(実費)	¥138,000 + 請求項数 × ¥4,000

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

請求項数が確定しない場合は、別途ご相談下さい。

※審査請求前に先行技術調査が必要な場合は、別途御見積致します。

◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆審査請求基本料金」に加算されます。)

■審査請求時に補正する場合

補正書作成手数料	¥39,000(基本料) + 追加請求項数 × ¥6,500
----------	--------------------------------

※内容により増減致します。

■審査請求料の減免手続を行う場合(減免対象条件を満たす場合のみ手続可能です。)

審査請求料減免手続手数料	¥5,000
--------------	--------

■早期審査請求を行う場合

基本手数料	¥20,000
早期審査事情説明書作成代	1時間 ¥20,000 × 作業時間
郵便代・コピー代等実費分	¥3,000

※早期審査前に先行技術調査が必要な場合は、別途御見積致します。

拒絶理由通知に対する応答(中間処理)＜タイムチャージ制＞

◆中間処理基本料金

基本手数料	30,000円
意見書・補正書作成料	10,000円／1時間×時間数(タイムチャージ)
郵便代・コピー代等	実費
特許庁用印紙代(実費)	審査請求時より請求項数が増加する場合のみ 増加請求項数×4,000円

◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆中間処理基本料金」に加算されます。)

■審査官と面談する場合

日当	50,000円／1日
交通費	実費

■依頼から3日以内に応答する場合

緊急割増料	30,000円
-------	---------

特許査定(審決)時 (実用新案の場合不要)

謝金(成功報酬)	100,000円(請求項数5項まで) +5,000円×6項以降の請求項数
----------	---

※謝金は成功報酬ですので、その後に特許料の納付をしない場合にも発生致します。

特許料納付

◆特許料納付

特許料納付手数料(納付毎)	10,000円
特許庁用印紙代(1~3年分)(実費)	[2,100円+(200円×請求項数)]×3年(一括のみ)
特許庁用印紙代(4~6年分)(実費)	6,400円+(500円×請求項数) (年単位)
特許庁用印紙代(7~9年分)(実費)	19,300円+(1,500円×請求項数) (年単位)
特許庁用印紙代(10年以降毎年)(実費)	55,400円+(4,300円×請求項数) (年単位)

※特許権を発生させるためには、初回は必ず3年分の特許料納付が必要です。

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

◇加算料金 (下記の事情がある場合に、上記「◆特許料納付」料金に加算されます。)

■特許料の減免手続を行う場合(減免対象条件を満たす場合のみ手続可能です。)

特許料減免手続手数料	5,000円
------------	--------

◆特許 年金納付期限管理

年金納付期限管理手数料(4年目以降)	1,000円／1年 (例:4年度期限管理 1,000円×3年)
--------------------	---------------------------------

※既納付年金満期前に、次年度の年金納付要否について、お問い合わせを致します。

年金納付期限管理をお客様ご自身で行う場合(ご依頼なき場合)は本手数料は不要です。

※但し、ご依頼なき場合は弊所にては年金管理を行わず、期限徒過の責任は免責事項と致します。

拒絶理由通知に対する応答(中間処理)＜タイムチャージ制＞

◆中間処理基本料金

基本手数料	¥39,000
意見書・補正書作成料	1時間 ¥20,000 × 作業時間
郵便代・コピー代等	実費
特許庁用印紙代(実費)	審査請求時より請求項数が増加する場合のみ 増加請求項数×¥4,000

◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆中間処理基本料金」に加算されます。)

■審査官と面談する場合

日当(WEB会議の場合)	1日 ¥30,000
--------------	------------

日当(長野から遠方への出張の場合)	1日 ¥65,000
交通費	実費

■依頼から3日以内に応答する場合

緊急割増料	¥100,000
-------	----------

特許査定(審決)時 (実用新案の場合不要)

謝金(成功報酬)	¥130,000(請求項数5項まで)+ ¥6,500×6項目以降の請求項数
----------	--

※謝金は成功報酬ですので、その後に特許料の納付をしない場合にも発生致します。

特許料納付

◆特許料納付

特許料納付手数料(納付毎)	¥20,000
特許庁用印紙代(1~3年分)(実費)	{¥4,300+(¥300×請求項数)}×3年(一括のみ)
特許庁用印紙代(4~6年分)(実費)	¥10,300+(¥800×請求項数) (年単位)
特許庁用印紙代(7~9年分)(実費)	¥24,800+(¥1,900×請求項数) (年単位)
特許庁用印紙代(10年~20年)(実費)	¥59,400+(¥4,600×請求項数) (年単位)

※特許権を発生させるためには、初回は必ず3年分の特許料納付が必要です。

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

※特殊なケースのみ、25年まで、納付可能。

◇加算料金 (下記の事情がある場合に、上記「◆特許料納付」料金に加算されます。)

■特許料の減免手続を行う場合(減免対象条件を満たす場合のみ手続可能です。)

特許料減免手続手数料	¥5,000
------------	--------

◆特許 年金納付期限管理

年金納付期限管理手数料	1年 ¥1,000 (例:3年分管理の場合¥1,000×3年)
-------------	---------------------------------

※既納付年金満期前に、次年度の年金納付要否について、お問い合わせを致します。

年金納付期限管理をお客様ご自身で行う場合(ご依頼なき場合)は本手数料は不要です。

※但し、ご依頼なき場合は弊所にては年金管理を行わず、期限徒過の責任は免責事項と致します。

商標 (改訂前)

ご相談

◆来所相談 (弊所にお越し頂く場合)

相談料	顧問料内
-----	------

◆出張相談 (弊所弁理士がお客様のところにお伺いする場合)

相談料	顧問料内
交通費	実費

商標調査

商標調査費用	1類似群コードあたり 30,000円 2類似群コード以上は、別途御見積致します。
特許庁用印紙代(実費)	原簿や包袋取り寄せが必要な場合のみ

商標出願

◆商標出願基本料金

出願手数料	48,000円 + 30,000円 × 2区分以降の区分数
電子化費用	1,200円 + 700円 × 枚数 (上限8,200円)
特許庁用印紙代(実費)	12,000円 + 8,600円 × 2区分以降の区分数

◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆商標出願基本料金」に加算されます。)

■早期審査請求を行う場合

早期審査事情説明書作成代	50,000円
郵便代・コピー代等実費分	3,000円

拒絶理由通知に対する応答(中間処理) <タイムチャージ制>

◆中間処理基本料金

基本手数料	15,000円
意見書・補正書作成料	10,000円 / 1時間 × 時間数(タイムチャージ)
郵便代・コピー代等	実費
有料データベース使用料・資料取寄せ代	実費

登録査定(審決)時

謝金(成功報酬)	40,000円 + 30,000円 × 2区分以降の区分数
----------	-------------------------------

※謝金は成功報酬ですので、その後に登録料の納付をしない場合にも発生致します。

登録料納付 (※商標権を発生させるためには、10年分又は5年分の登録料の納付が必要です)

◆登録料納付(10年分全額納付の場合)

登録料納付手数料(納付毎)	10,000円
特許庁用印紙代(実費)	28,200円 × 区分数

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

◆登録料納付(分納の場合:前期5年・後期5年)

登録料納付手数料(納付毎)	10,000円
特許庁用印紙代(実費)	16,400円 × 区分数 (各期とも)

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

◆年金納付期限(存続期間更新)管理

年金納付期限(存続期間更新)管理手数料	1,000円 / 1年 (10年分又は5年分をまとめてご請求)
---------------------	---------------------------------

※既納付年金(存続期間更新)満期前に、次回の更新要否について、お問い合わせを致します。

期限管理をお客様ご自身で行う場合(ご依頼なき場合)は本手数料は不要です。

※但し、ご依頼なき場合は弊所にては期限管理を行わず、期限徒過の責任は免責事項と致します。

商標 (2022年4月から改訂後)

ご相談

◆WEB会議での相談

相談料	顧問料内
-----	------

◆来所相談 (弊所にお越し頂く場合)

相談料	顧問料内
-----	------

◆出張相談 (弊所弁理士がお客様のところにお伺いする場合)

相談料	顧問料内
交通費	実費

商標調査

商標調査費用	1類似群コードあたり ¥30,000 2類似群コード以上は、別途御見積致します。
特許庁用印紙代(実費)	原簿や包袋取り寄せが必要な場合のみ

商標出願

◆商標出願基本料金

出願手数料	¥63,000 + ¥24,000 × 2区分以降の区分数
特許庁用印紙代(実費)	¥12,000 + ¥8,600 × 2区分以降の区分数

◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆商標出願基本料金」に加算されます。)

■早期審査請求を行う場合

早期審査事情説明書作成代	¥65,000
郵便代・コピー代等実費分	¥3,000

拒絶理由通知に対する応答(中間処理) <タイムチャージ制>

◆中間処理基本料金

基本手数料	¥30,000
意見書・補正書作成料	1時間 ¥20,000 × 作業時間
郵便代・コピー代等	実費
有料データベース使用料・資料取寄せ代	実費

登録査定(審決)時

謝金(成功報酬)	¥52,000 + ¥39,000 × 2区分以降の区分数
----------	-------------------------------

※謝金は成功報酬ですので、その後に登録料の納付をしない場合にも発生致します。

登録料納付 (※商標権を発生させるためには10年分又は5年分の登録料の納付が必要です)

◆登録料納付(10年分全額納付の場合)

登録料納付手数料(納付毎)	¥20,000
特許庁用印紙代(実費)	¥32,900 × 区分数

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

◆登録料納付(分納の場合:前期5年・後期5年)

登録料納付手数料(納付毎)	¥20,000
特許庁用印紙代(実費)	¥17,200 × 区分数 (各期とも)

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

存続期間更新

◆存続期間更新(10年分全額納付の場合)

存続期間更新手数料(手続毎)	20,000円
特許庁用印紙代(実費)	38,800円×区分数

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

◆存続期間更新(分納の場合:前期5年・後期5年)

存続期間更新手数料(手続毎)	20,000円
特許庁用印紙代(実費)	22,600円×区分数 (各期とも)

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。



◆年金納付期限(存続期間更新)管理

年金納付期限(存続期間更新)管理手数料	1年	¥1,000 (10年分又は5年分をまとめてご請求)
---------------------	----	----------------------------

※既納付年金(存続期間更新)満期前に、次回の更新要否について、お問い合わせを致します。

期限管理をお客様ご自身で行う場合(ご依頼なき場合)は本手数料は不要です。

※但し、ご依頼なき場合は弊所にては期限管理を行わず、期限徒過の責任は免責事項と致します。

存続期間更新

◆存続期間更新(10年分全額納付の場合)

存続期間更新手数料(手続毎)	¥40,000
特許庁用印紙代(実費)	¥43,600×区分数

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

◆存続期間更新(分納の場合:前期5年・後期5年)

存続期間更新手数料(手続毎)	¥40,000
特許庁用印紙代(実費)	¥22,800×区分数 (各期とも)

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

意匠出願

◆意匠出願基本料金

基本出願手数料	80,000円
入力費(タイプ代)	3,000円 × 枚数
図面/写真作成料	実費 (別途御見積致します。)
通信費(切手・FAX代等)	実費
コピー代・用紙代	基本出願手数料に込み
特許庁用印紙代(実費)	16,000円

◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆意匠出願基本料金」に加算されます。)

■依頼から1週間以内に出願する場合

緊急割増料	30,000円
-------	---------

■新規性喪失の例外適用申請の必要な場合

①刊行物記載の場合	20,000円+コピー代、送料等実費
②その他の場合	40,000円+コピー代、送料等実費

■優先権主張出願をする場合

優先権主張出願加算料	10,000円 × 優先権主張件数
------------	-------------------

■分割・補正却下後新出願をする場合

出願手数料加算料	80,000円
----------	---------

■変更出願(特・実から変更)する場合

出願手数料加算料	80,000円
----------	---------

■特徴記載書の提出が必要な場合

特徴記載書作成手数料	10,000円
------------	---------

■秘密意匠請求を行う場合 (*登録料納付時にも請求できます。)

特許庁用印紙代(実費)	5,100円
-------------	--------



意匠出願

◆意匠出願基本料金

基本出願手数料	¥100,000
図面/写真作成料	実費(別途お見積致します。)
通信費(切手・FAX代等)	実費
コピー代・用紙代	基本出願手数料に込み
特許庁用印紙代(実費)	¥16,000

◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆意匠出願基本料金」に加算されます。)

■依頼から1週間以内に出願する場合

緊急割増料	¥100,000
-------	----------

■新規性喪失の例外適用申請の必要な場合

証明書作成1通あたり	¥50,000 +コピー代・送料等(実費分)
------------	------------------------

■分割・補正却下後新出願をする場合

出願手数料加算料	¥100,000
----------	----------

■変更出願(特・実から変更)する場合

出願手数料加算料	¥100,000
----------	----------

■特徴記載書の提出が必要な場合

特徴記載書作成手数料	¥20,000
------------	---------

■秘密意匠請求を行う場合 (*登録料納付時にも請求できます。)

特許庁用印紙代(実費)	¥5,100
-------------	--------

拒絶理由通知に対する応答(中間処理)＜タイムチャージ制＞

◆中間処理基本料金

基本手数料	30,000円
意見書・補正書・協議の結果届作成料	10,000円／1時間×時間数(タイムチャージ)
郵便代・コピー代等	実費

◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆中間処理基本料金」に加算されます。)

■審査官と面談する場合

日当	50,000円／1日
交通費	実費

■依頼から3日以内に応答する場合

緊急割増料	30,000円
-------	---------

登録査定(審決)時

謝金(成功報酬)	65,000円
----------	---------

※謝金は成功報酬ですので、その後に登録料の納付をしない場合にも発生致します。

登録料納付

◆登録料納付

登録料納付手数料(納付毎)	10,000円
特許庁用印紙代(1～3年分)(実費)	8,500円 (年単位)
特許庁用印紙代(4～10年分)(実費)	16,900円 (年単位)
特許庁用印紙代(11～15年分)(実費)	16,900円 (年単位)
特許庁用印紙代(16～20年分)(実費)	16,900円 (年単位) *16～20年については平成19年(2007年)4月1日以降の出願のみ
特許庁用印紙代(21～25年分)(実費)	16,900円 (年単位) *21～25年については令和2年(2020年)4月1日以降の出願のみ

※意匠権を発生させるためには、最低1年以上の登録料の納付が必要です。

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

※秘密意匠請求を行う場合は、特許庁用印紙代¥5,100(実費)が別途必要となります。

◆年金納付期限管理

年金納付期限管理手数料	1,000円／1年
-------------	-----------

※既納付年金満期前に、次年度の年金納付要否について、お問い合わせを致します。

年金納付期限管理をお客様ご自身で行う場合(ご依頼なき場合)は本手数料は不要です。

※但し、ご依頼なき場合は弊所にては年金管理を行わず、期限徒過の責任は免責事項と致します。

拒絶理由通知に対する応答(中間処理)＜タイムチャージ制＞

◆中間処理基本料金

基本手数料	¥39,000
意見書・補正書・協議の結果届作成料	1時間 ¥20,000 × 作業時間
郵便代・コピー代等	実費

◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆中間処理基本料金」に加算されます。)

■審査官と面談する場合

日当(WEB会議の場合)	1日 ¥30,000
--------------	------------

日当(長野から遠方への出張の場合) 1日 ¥65,000

交通費	実費
-----	----

■依頼から3日以内に応答する場合

緊急割増料	¥100,000
-------	----------

登録査定(審決)時

謝金(成功報酬)	¥85,000
----------	---------

※謝金は成功報酬ですので、その後に登録料の納付をしない場合にも発生致します。

登録料納付

◆登録料納付

登録料納付手数料(納付毎)	¥20,000
特許庁用印紙代(1～3年分)(実費)	¥8,500 (年単位)
特許庁用印紙代(4～10年分)(実費)	¥16,900 (年単位)
特許庁用印紙代(11～15年分)(実費)	¥16,900 (年単位)
特許庁用印紙代(16～20年分)(実費)	¥16,900 (年単位) *16～20年については平成19年(2007年)4月1日以降の出願のみ
特許庁用印紙代(21～25年分)(実費)	¥16,900 (年単位) *21～25年については令和2年(2020年)4月1日以降の出願のみ

※意匠権を発生させるためには、最低1年以上の登録料の納付が必要です。

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

※秘密意匠請求を行う場合は、特許庁用印紙代¥5,100(実費)が別途必要となります。

◆年金納付期限管理

年金納付期限管理手数料	1年 ¥1,000 (例:3年分管理の場合¥1,000×3年)
-------------	---------------------------------

※既納付年金満期前に、次年度の年金納付要否について、お問い合わせを致します。

年金納付期限管理をお客様ご自身で行う場合(ご依頼なき場合)は本手数料は不要です。

※但し、ご依頼なき場合は弊所にては年金管理を行わず、期限徒過の責任は免責事項と致します。